

特定公共賃貸住宅の入居者募集応募要領

1 申し込み資格

入居の申し込みのできる方は次の条件に適合する方です。

- (1) 自らが居住するために住宅を必要とする方（世帯）
- (2) 現に同居、又は同居しようとする親族のある方（世帯）
(入居可能日までに婚姻届の提出ができる予定者を含みます。)
※独身者が他に扶養義務者のいる親・兄弟を呼んで同居したり、家族を不自然に分割したりして申し込むことはできません。
- (3) 国税、地方税等を滞納していない方（世帯）
※申告義務があるにも関わらず申告していない方は申し込みできません。
- (4) 入居又は同居しようとする方が暴力団員でない方
- (5) 入居申し込み世帯の所得が、収入基準（下記参照）の範囲内の方
- (6) 確実な連帯保証人がある方（一般用の案内を参照してください。）

2 収入基準

入居の申し込みをした日において、その世帯内で収入のある方全員（パート、アルバイトなどを含む）の過去1年間の所得から表1の控除額を差し引き、12ヶ月で割った額が、下記の金額に該当する世帯が対象となります。

- 158,001円以上487,000円以下の世帯（所得の上昇が見込まれる若年層（49歳以下）の世帯については、139,001円以上158,000円以下の世帯も可）

※平木団地の申込者で所得の上昇が見込まれる49歳以下の単身者については、123,001円以上158,000円以下も可

収入基準の算出のしかた

① 収入を得ている方が1人の場合

ア 給与所得者

$$\boxed{\text{給与所得控除後の金額}} - \left[\text{本人を除く同居親族数} \times 38\text{万円} + \text{表1の(2)から(5)の控除金額} \right]$$

12ヶ月

イ 給与所得以外の所得がある方

$$\boxed{\text{所得金額}} - \left[\text{本人を除く同居親族数} \times 38\text{万円} + \text{表1の(2)から(5)の控除金額} \right]$$

12ヶ月

② 収入を得ている方が2人以上ある場合

$$\boxed{\text{給与所得控除後の金額又は所得金額の合計額}} - \left[\text{本人を除く同居親族数} \times 38\text{万円} + \text{表1の(2)から(5)の控除金額} \right]$$

12ヶ月

※ 仮当選後に、最新の課税証明書や対象期間内（平成30年1月から現在まで）の収入証明書の提出が必要となります。

※ 世帯内に収入を得ている者が2人以上いる場合、2ヶ所以上から収入を得ている場合、別居扶養親族がある場合等についてはお問い合わせください。

表 1 所得控除額

(1)	同居親族または控除対象配偶者若しくは別居扶養親族	38万円
(2)	満70歳以上の扶養親族(老人控除対象配偶者、老人扶養親族)	10万円
(3)	特定扶養親族(満16歳以上23歳未満の扶養親族)	25万円
(4)	障がい者	
	特別障害者(精神障がい1級、身体障害1・2級、療育手帳A)	40万円
	普通障害者(精神障がい2・3級、身体障がい3級以下、療育手帳B)	27万円
(5)	寡婦(夫) 所得が500万円以下で、生計を一にする	
	所得が38万円以下の子がある寡婦(夫)	27万円
	※所得が控除金額以下のときはその額	

表 2

収入限度額早見表

(表1の(2)～(5)の該当者がいない場合です。)

所得金額でみる早見表

[課税証明書の所得金額又は源泉徴収票の所得控除後の金額で、入居者全員の合算額でみた場合]

区 分	扶養親族等の人数(本人は含まない)			
	1 人	2 人	3 人	4 人
下 限	2,276,012円以上	2,656,012円以上	3,036,012円以上	3,416,012円以上
上 限	6,224,000円以下	6,604,000円以下	6,984,000円以下	7,364,000円以下